

自立支援医療費(精神通院医療)更新手続きにかかる Q&A(医療機関用)

(Ver.3 2020.6.8現在)

※厚生労働省から正式見解が示されていない事項がありますので、今後対応が変更となる場合がございます。その際にご容赦ください。

Q1 いつから更新手続きが不要となるのか？

A1 既に更新手続きは不要の扱いとなっておりますが、県からの文書等で取扱いについて御了知いただいた後、速やかに無用な更新手続きがなされないよう周知をお願いします。

Q2 診断書の添付が不要な2年目の更新対象者の有効期限も1年延長となるのか？

A2 受給者証の有効期間の終期が令和2年3月1日～令和3年2月28日までの方は、2年目の更新対象者も含め全員1年延長となります。

Q3 病院等において既に診断書を作成の上、受給者から更新書類一式を預かっている場合、どのように扱えばよいか？

A3 申請先の市町に御提出ください。無理に返却する必要はありません。

Q4 新規申請や変更申請の手続きは従来どおりか？

A4 お見込みのとおり。

Q5 受給者証は再発行されるのか？受給者証の有効期限の表記はどうなるのか？

A5 自動延長の方は、再発行しません。1年後に読み替えていただく必要があります。周知用チラシの裏面に読み替え例を記載しておりますので、御参照ください。

Q6 本来であれば今回診断書の添付が必要だった1年目の更新者、不要な2年目の更新者が、次に診断書の添付が必要となる年はそれぞれいつになるのか。

A6 1年目、2年目についてもそのまま翌年に引き継ぎます。診断書の提出年がそのまま1年延長されるとお考え下さい。

・今回が1年目となる受給者→令和3年3月1日～の次回申請時に診断書を提出

・今回が2年目となる受給者→令和4年3月1日～の次々回申請時に診断書を提出

Q7 今回のタイミングで受給者証の更新を行わないと、手帳と診断書提出の時期がずれてしまう方がいるのだが、手帳との同時申請は出来ないのか？

A7 可能です。受給者証については原則として自動延長となっておりますが、手帳との同時申請を行う方で、今回のタイミングでの更新を希望される方については、これまでどおり**同時申請を行える旨**お伝えください。

なお、申請に際しては手帳用診断書が必要ですが、令和2年4月24日付け厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の臨時的な取扱いについて」で示されたとおり、診断書の提出は最大1年間猶予されます。このことについて、患者等から取扱いについて質問等があった際は、可能な場合は通常どおり診断書を添えて更新申請いただきたいこと、診断書を提出せず更新手続した場合は、1年以内に診断書を提出しないと手帳は失効することも併せて御説明いただき、手帳所持者の意に反して失効してしまう事態を避けられるよう、御配慮願います。

Q8. 経過的特例の対象者についてはどのように取り扱うか。

A8. 経過的特例の対象者についても延長の対象としますが、経過的特例の令和3年3月31日以降の取扱いについては現時点では未定であるため、1年間延長した有効期間の終期が令和3年3月31日を超える対象者の取扱いについては、以下の例を参考に受給者証を読み替えていただきますようお願いいたします。

(例)現在の受給者証の有効期間の終期が令和2年6月30日である経過的特例の対象者

(現在の有効期間の表記)令和元年7月1日～令和2年6月30日

⇒(読み替え後)令和元年7月1日～令和3年3月31日

(経過的特例が延長された場合は令和3年6月30日までとする)